最終更新日：2015年7月1日
北陸電気工業株式会社
代表取締役社長　津田信治
問合せ先：管理本部財務部長　林　良徳
証券コード：6989
http://www.hdk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性・透明性を向上させ、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーの立場に立って、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。
当社は監査役制度を採用し、監査役の員数は定款で4名以内と定めて、監査役会を置いております。また、取締役の員数は定款で12名以内と定めて取締役会を置き、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化等のため執行役員制度を導入しております。監査役の補助及び内部監査部門として業務監査部を設置しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社北陸銀行	3,314,079	3.58
北電工取引先持株会	2,737,000	2.96
北電工従業員持株会	2,282,155	2.47
株式会社北國銀行	2,183,659	2.36
前田建設工業株式会社	1,648,000	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,465,000	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,440,000	1.56
株式会社富山銀行	1,398,000	1.51
野村正也	1,169,944	1.26
コーセル株式会社	1,126,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本重一	税理士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本重一	○	中村留精密工業(株) 社外監査役	長年にわたり培ってきた豊富な経験と税理士としての専門的知見を当社経営に反映し、業務遂行をおこなう経営陣から独立した客観的な視点から経営に対する提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、当社社外監査役として7年間在任し、当社の経営についても知悉されています。 当社と同氏との間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査役と会計監査人の連携状況）
　会計監査人の監査結果は随時常勤監査役に報告されており、監査役と会計監査人は随時協議の場を設けております。
（監査役と内部監査部門の連携状況）
　業務監査部を設置しており、業務監査部の監査結果は定期的に監査役会に報告されており、監査役と業務監査部は随時協議の場を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北之園雅章	弁護士													○
宮本雅憲	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北之園雅章	○	―――	弁護士としての経験と実績から企業法務に高い識見を有しており、客観的・中立的な立場で経営執行等の監査および指導をいただけるため当該監査役を選任しております。 また、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。
宮本雅憲		―――	金融機関の職歴があり金融および経済に高い見識を有しており、客観的・中立的な立場で経営執行等の監査および指導をいただけるため当該監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

社外役員のうち、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の資格を充たす者は、取締役坂本重一氏および監査役北之園雅章氏の2名であり、両名とも独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中ではあるが、当面実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は、82百万円であります。(金額は百万円未満を切捨てております。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議による役員報酬限度額(200百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人報酬は含んでおりません。)以内で、取締役会が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務監査部が社外監査役をサポートしております。
取締役会資料等については、事前配布し、充分な検討期間を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
(1)業務執行の状況
取締役会は、取締役6名(うち、1名は社外取締役)で構成されており、ステークホルダーの視点を重視した経営の基本的な意思決定と業務執行の監督を行っております。
毎月1回の定例開催および機動的な臨時開催により、重要事項を全て付議し、充分な討議を経て決議を行っております。
また、重要な業務執行について迅速な策定を図るため、業務担当取締役および執行役員を中心とした経営戦略会議を設置しております。
(2)監査役監査及び内部監査の状況
当社の監査役監査の組織は、監査役3名で構成されており、うち2名は社外監査役であり経営監視機能を充実させているとともに、随時、会計監査人および業務監査部から報告および説明を受け、幅広く監査を実施しております。
内部監査の組織としては業務監査部を設置(専担者は3名)しており、監査役および会計監査人との連携のもと、年間計画を立て毎月必要な内部監査を関係会社も含めて実施しております。
(3)会計監査の状況
当社の会計監査業務を独立監査人の立場から執行した公認会計士は、泉淳一氏および大和田淳氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他4名であります。
(4)報酬決定の状況
株主総会決議による役員報酬限度額(取締役200百万円以内、監査役45百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分報酬は含んでおりません。)以内で、取締役報酬は取締役会が、監査役報酬は監査役会が決定しております。

2. 監査役の機能強化に向けた取組状況
当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載しております。

３．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役１名および監査役会設置会社として監査役３名（うち、２名は社外監査役）を選任しております。

社外取締役および社外監査役は企業法務、金融・経済、財務・会計について専門的な知見を有しており、客観的・中立的立場から経営の監督・監視が充分になされる体制が整っていることから現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の4営業日前に発送しております。
その他	・定時株主総会終了後に株主との意見交換会を開催しております。 ・株主総会招集通知を発送と同時に自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算ハイライト情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略室にIR担当者（兼務）を設置しております。	
その他	機関投資家等への訪問等によるIRを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	北陸電気工業グループ行動憲章の中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会の一員として健全な事業活動を行う方針のもと、CSR委員会を設置しております。CSR委員会には、コンプライアンス部会・環境部会・社会貢献部会を置き、従来各部門に分散していた機能を統合し効率的かつ包括的なCSR活動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	北陸電気工業グループ行動憲章の中で企業情報の開示について規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、法令順守・リスク管理・業務の効率性確保等の具体的な施策を実施しております。
法令・定款等に適合した職務の執行がなされることを確保するため、「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めその徹底をはかっております。CSR委員会の指導のもと、業務監査部がその遵守状況を監査しております。また、「苦情処理規定」を定め、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な体制を整備しております。
効率的な経営を行うため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互間の適切な役割分担と連携を確保しております。
財務報告の信頼性を確保するための体制については、財務報告を適正に行うための規定および手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っており、「ガバナンス室」を設置し、財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役および監査役に報告するとともに当該部門はその対策を講じることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況については、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応し、反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行うものとし行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底するものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容
わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、経営陣との十分な協議や合意形成プロセスを経ることなく、突如として一方的な大規模買付を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。
本施策においては、当社株式の大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様が買付けに応じるべきか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を受けること、当社取締役会が買付者と交渉・協議を行ない、あるいは株主の皆様に当社取締役会としての代替案を提示することを可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的としています。

(2)不適切な支配防止のための取組み
イ. 本施策発動に係る手続きの設定
本施策は、当社株式保有割合が20%以上となる大規模買付等が行なわれる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討を行う時間を確保した上で、当社取締役会が買付者との交渉・協議を行なうこと、あるいは株主の皆様に当社取締役会としての代替案を提示する等の手続きを定めています。
ロ. 取締役会の恣意的判断を排除するための独立委員会の利用
本施策の導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本施策の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、独立性の高い当社社外監査役、社外有識者から選任され、構成されています。
ハ. 新株予約権無償割当ての利用
買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあると認められる場合には、当社は、当社の取締役会決議により、買付者等による権利行使ができない新株予約権を、当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対してその所有株式1株につき1個の割合で割当てます。
ニ. 本新株予約権の行使および本新株予約権の取得
本施策に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることになります。

(3)本施策に対する取締役会の判断および理由
本施策は、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。
イ. 株主意思の反映していること
本施策は、定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続することが予定されています。有効期間は、平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。有効期間の満了前であっても、株主総会また取締役会の決議によって廃止または変更することができます。
ロ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
本施策においては、大規模買付対抗措置の発動要件を客観的かつ合理的に定めており、当社取締役会による恣意的な判断を排除しています。また、発動の手続きとして、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものと定めており、当社取締役会の恣意的な判断を排除しています。
ハ. 買収防衛策に関する指針の要件を完全充足していること
本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に対する指針」の定める3原則((a)企業価値・株主共同利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本施策は企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)適時開示に係る当社の基本姿勢
当社は、社会の一員として事業活動を行っていることを認識し、健全な事業活動を行うために、ステークホルダー(株主、取引先、社員、地域社会等)に配慮した意思決定を行う経営に取組み続けることを旨としております。
この一環として、会社情報の公正・迅速な開示を行うことが、重要な責務であると認識し、「北陸電気工業グループ行動憲章」を定め、ステークホルダーに対し適時適切な情報開示に努めております。
(2)適時開示に係る当社の社内体制等の状況
当社は、情報開示を専門に担当する部署は設けておりませんが、適時開示要件に該当する重要な事実は管理本部(総務部、財務部等が所属しております。)に情報が集中できる体制をとっております。
イ. 情報収集体制
適時開示要件に該当するような重要な決定事実は、原則として取締役会決議を経ることとしており、緊急な場合は臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、総務部が事務局を勤めており、提出議案及び議事内容を掌握し、早期における情報収集ができる体制をとっております。
また、適時開示要件に該当するような重要な発生事実及び子会社に係る情報については、決算・財務的情報は財務部に、その他の情報は総務部に報告される体制をとっております。
ロ. 情報開示の決定
情報入手段階で決算・財務的情報は財務部が、その他の情報は総務部が開示上の法令・規則等の検討を行った上で、管理本部長が代表取締役及び担当取締役と協議し、情報開示を決定いたします。
なお、開示の要否について不明確なものは貴取引所、管轄財務局、顧問弁護士・会計士等に事前相談いたしております。
ハ. 情報開示の実施
情報開示の決定後速やかに適時開示し、TDnetで開示する情報につきましては当社ホームページでもTDnet登録後直ちに開示いたしております。

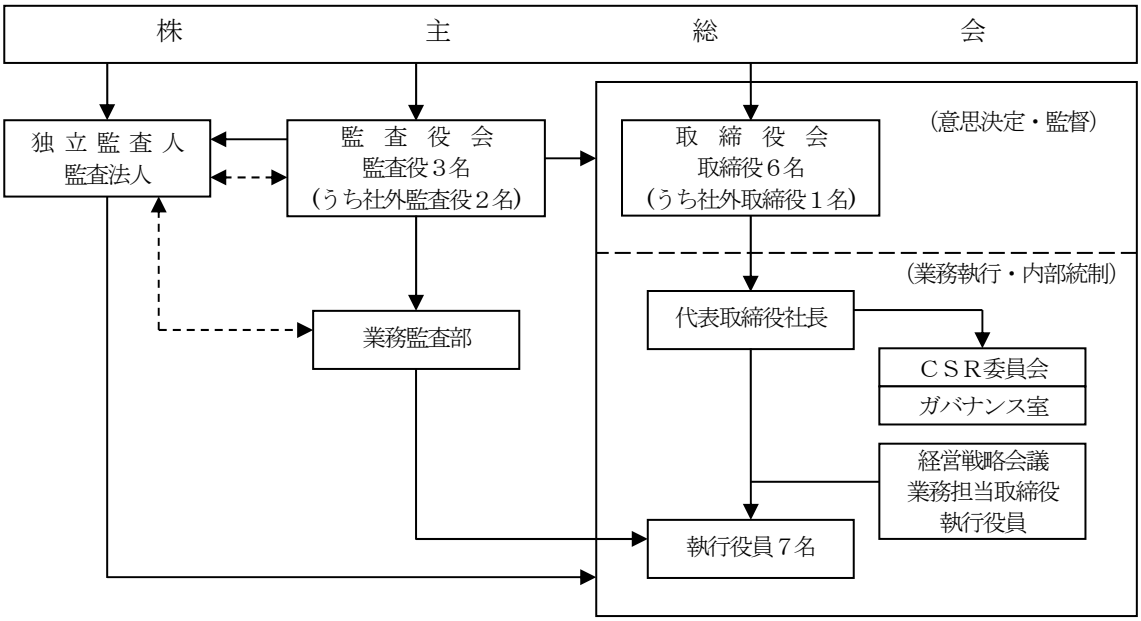
株　主　総　会
独立監査人
監査法人
監査役会
監査役３名
(うち社外監査役２名)
取締役会
取締役６名
(うち社外取締役１名)
(意思決定・監督)
(業務執行・内部統制)
業務監査部
代表取締役社長
ＣＳＲ委員会
ガバナンス室
経営戦略会議
業務担当取締役
執行役員
執行役員７名